

◎終戦に伴い、本邦以外の地域から引き揚げてこられた方

昭和42年の引揚者特別交付金を受給された方に、内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。(請求期限は平成15年3月31日まで。)

なお、すでに請求された方は、請求の必要はありません。

《問い合わせ先》

総務省認可法人

平和祈念事業特別基金

- ・フリーダイヤル 0120-234-933
- ・ホームページ

<http://www.heiwa.or.jp/>

[こうなります！預金保険制度]

当座預金、普通預金、別段預金は、平成17年3月末まで引き続き全額保護されます。

定期預金などについては、これまで同様、預金者一人あたり、一金融機関ごとに元本1,000万円までとその利息などが保護されます。それを超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます。(一部カットされる

ことがあります。)

平成17年4月以降は、当座預金などの利息のつかない預金が全額保護されることになります。

また、預金保険制度、農漁協系統貯金保険制度も同様の取り扱いになります。

詳しくは、金融機関の窓口または預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、財務局にお問い合わせください。

《問い合わせ先》

九州財務局

TEL096-353-6351または各金融機関

鹿児島県の地域別最低賃金及び産業別最低賃金は、下記のとおり改定されました。

労働者のみなさん、あなたの賃金は、最低賃金を上回っていますか？

| 最低賃金名 | | 最低賃金額 | | 効力発生年月日 |
|-------|------------------------------|--------|------|-------------|
| | | 日額 | 時間額 | |
| 地域別 | 鹿児島県最低賃金 | | 605円 | 平成14年10月1日 |
| 産業別 | 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業 | 5,273円 | 659円 | 平成15年2月14日 |
| | 各種商品小売業 | 5,173円 | 647円 | 平成15年1月10日 |
| | 自動車(新車)小売業 | 5,302円 | 663円 | 平成14年12月26日 |

《問い合わせ先》鹿児島労働局 労働基準部 賃金室 TEL099-223-8278 FAX099-223-0575

悪質弁護士にご注意！

あなたは、クレジットやサラ金からの借金返済に困ったとき、誰に相談しますか？

クレジットやサラ金の借金整理の件で整理屋・紹介屋と連携する悪質弁護士には、くれぐれも注意してください。

一おかしい！と思ったときは、すぐ弁護士会に相談を！一

《問い合わせ先》

日本弁護士連合会 TEL03-3580-9841

鹿児島県弁護士会 TEL099-226-3765

